# 告示

**○総務省告示第二十号**

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

| 届出年月日 | 政党その他の政治団体の名称 | 本部の所在地 | 代表者の氏名 |
|---|---|---|---|
| 平成二十五年十二月十七日 | 新党改革 | 東京都港区赤坂二―八―一五オリエントニュー赤坂二〇二 | 荒井　広幸 |

**○総務省告示第二十一号**

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

| 届出年月日 | 政党その他の政治団体の名称 | 本部の所在地 | 代表者の氏名 |
|---|---|---|---|
| 平成二十五年十二月十七日 | 新党改革 | 東京都港区赤坂二―八―一五オリエントニュー赤坂二〇二 | 荒井　広幸 |

**○総務省告示第二十二号**

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成二十二年総務省告示第百九十五号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

| 異動の届出年月日 | 異動の届出政党その他の政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 |
|---|---|---|---|---|
| 平成二十五年十二月二十五日 | 太陽の党 | 代表者の氏名 | 浜崎　博 | 島　武志 |

**○総務省告示第二十三号**

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十二年総務省告示第百九十六号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

| 異動の届出年月日 | 異動の届出政党その他の政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 |
|---|---|---|---|---|
| 平成二十五年十二月二十五日 | 太陽の党 | 代表者の氏名 | 浜崎　博 | 島　武志 |

**○総務省告示第二十四号**

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

| 届出年月日 | 政党その他の政治団体の名称 | 本部の所在地 | 代表者の氏名 |
|---|---|---|---|
| 平成二十五年十二月二十五日 | 太陽の党 | 東京都港区赤坂一丁目一一番二八号常和赤坂一丁目ビル一〇F | 浜崎　博 |

**○総務省告示第二十五号**

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

| 届出年月日 | 政党その他の政治団体の名称 | 本部の所在地 | 代表者の氏名 |
|---|---|---|---|
| 平成二十五年十二月二十五日 | 太陽の党 | 東京都港区赤坂一丁目一一番二八号常和赤坂一丁目ビル一〇F | 浜崎　博 |

**○総務省告示第二十六号**

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

| 届出年月日 | 政党その他の政治団体の名称 | 本部の所在地 | 代表者の氏名 | 候補者となるべき者の選定を行う機関の名称 | 当該機関の構成員の出方法 | 候補者となるべき者の選定の手続 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成二十五年十二月二十五日 | 結いの党 | 東京都江東区富岡一―二六―二一三階 | 江田　憲司 | 選挙対策委員会 | 代表が委員長を任命し、委員長が構成員を選任 | 別に役員会の定める候補者選定規則による |

**○総務省告示第二十七号**

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

| 届出年月日 | 政党その他の政治団体の名称 | 本部の所在地 | 代表者の氏名 | 衆議院名簿登載者の選定を行う機関の名称 | 当該機関の構成員の出方法 | 衆議院名簿登載者の選定の手続 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成二十五年十二月二十五日 | 結いの党 | 東京都江東区富岡一―二六―二一三階 | 江田　憲司 | 選挙対策委員会 | 代表が委員長を任命し、委員長が構成員を選任 | 別に役員会の定める候補者選定規則による |